

が真っ白になったそうだ。

また、大型プレス機の場合、機械の上部と下部の温度が下がらないように、保温用として石綿布団で被覆していた。堺市の業者から仕入れた石綿布団を、Yさん自らが機械の大きさに裁断し、被覆する作業を行っていたとのこと。

4月に神戸西監督署に申請し、決定まで3か月半というスピード認定だった。肺がんの方は「治癒」と診断されており、労災認定後に、じん肺管理区分の申請を行っているところで



ある。
(ひょうご労働安全衛生9月号)

横浜ゴムでも石綿健康管理手帳

神奈川●情報開示、同僚に健診勧奨

神奈川県海老名市在住のNさんは、1970年から約30年間、横浜ゴム平塚工場で働いてきた。そこでは航空機の部品などを製造しており、Nさんは、断熱材をステンレスの「はく」に挟んで溶接する作業などに従事してきた。

断熱材は、ふわふわしたものや硬いものなどいろいろあったが、米国の有名なアスベスト・メーカーであったジョンズ・マンビル社のものがほとんどであったと記憶している。加工する際には当然ほこりがたち、お連れ合いも、「作業服にもいっぱい付いていて、選択する時にはチクチクした」と言う。

一度、会社の安全担当者にアスベストではないかと尋ねたが、「入っていない」との答えであった。健康診断はほとんど社内の診療所で実施され、とくに異常を言われたことはなかった。

1998年に嘱託となったNさんが、別の病院で健康診断を受けたところ、肺のレントゲン所見で

異常を指摘された。さらに精密検査を受けたところ、幸い「まあ大丈夫」と言われた。

不安を感じたNさんは、昨年夏の石綿ホットラインに電話をして、大和市の十条通り医院を紹介された。「まあ大丈夫」であることは確認されたが、アスベスト曝露の証拠である胸膜肥厚斑があった。

会社に連絡をとったところ、やはり直接アスベストに曝露したことを否定しつつも、隣接職場にアスベスト作業があることがわかった。2006年3月には、神奈川労働局から石綿健康管理手帳の交付を受けた。

Nさんは、一緒に働いてきた仲間のことが気になり、さらに、どうして会社の健診でわからなかったのか、本当にアスベスト作業はなかったのか、疑問はふくらんだ。そこで神奈川労災職業病センターと連名で、要請書を会社に提出した。

それに対して、会社からは、丁重な文書回答が届いた。自社でのアスベスト曝露や発症のおそれがある、と特定されることは「承服しかねる部分がある」というものであったが、Nさんの取り扱ったとされる断熱材の全ての商品名を開示するとともに、同僚に対しては健康診断を勧めるというもので、その姿勢は評価できる。

提供された情報をNさんと検討し、よく見ると、断熱材の主成分がグラスファイバーやアルミナシリカなどとされているので、疑わしいものについて、全成分の情報提供を求めることにした。また、塗料で繊維状の物が混入していた製品があったため、そのこともあらためて情報提供を求めた。

会社からは再び丁重な文書回答が届いた。今度は会社としてメーカーに問い合わせた結果の、メーカーからの資料をそのまま提供された。そこにはアスベストは一切入っていないとされている。ただし、米国のジョンズ・マンビル社はすでに倒産してしまっているので、国内の同種断熱材メーカーに問い合わせ、アスベストがないことを確認したとしている。

一方、飛散する状況ではないとしながらも、Nさんが応援したとされるアスベスト含有製品を取り扱っていた職場の労働者7名に対して、横浜ゴムが費用を負担するので健康診断を勧める旨の文書を送ったとのこと。2名は転居先不明で返ってきてしまったということも添えられていた。

こうした対応は一定評価できるが、あくまでも職場でのアスベ

ト曝露は考えにくいという姿勢である。ちなみに労災認定も健康管理手帳の交付も、Nさんの事例が初めての事例とのこと。事例が出れば、ホームページで公開すると回答している。

また、Nさんの胸膜肥厚斑について、あくまでも会社は入社前からの胸膜炎の既往症であると決めつけている。胸膜炎の後遺症の胸膜肥厚と、石綿による胸膜肥厚斑の違いは、専門医が見ればわかる。石綿健康管理手帳を申請する際には、主治医の診断書と合わせて、レントゲン写真なども添付する。つまり、会社は労働局による診断すら否定するのだ。

今後の課題としては、まず、Nさんが取り扱ったジョンズ・マンビル社の断熱材の全成分を明らかにすること。米国の石綿関連NPOなどに確認する予定である。

また、会社は隣接職場でのアスベスト製品使用は1983年までとしているが、環境省の発表によると、横浜ゴム平塚工場では1974～93年までアスベストを取り扱っていたとされている。つまり他の職場での使用があるはずなので、これらの詳細についても確認する必要がある。

会社の医学判断への固執は、横浜ゴムに限らない。じん肺裁判で、会社側が労働局の決定を否定して、鑑定を求めると同じ発想だ。この間、アスベスト関連企業では、退職者に健康診断を呼びかけているところは少なくない。きちんと行っているところもあるが、すべて心配ないとは言えない。

ちなみにNさんは、労働局の指定する医療機関だけではなく、十条通り医院での健康管理

を希望されている。



(かながわ労災職業病7、8月号)

港湾労働者に健康管理手帳 兵庫●神戸港の登録日雇労働者10名に

3月13日、石綿被害による労災申請を監督署に、じん肺管理区分申請・健康管理手帳の交付申請を兵庫労働局に行った。

石綿被害は深刻な状況をかえしている。「こんな病気になるのならやっていたらよかった」と皆口々に怒りを表わしている。

ここ数年、2年に1人くらいの割合で被害の連絡が入り、労災申請を行ってきたが、昨年のクボタショックにより組合員の健康への関心が高まり、組合は昨年10月より、健康診断への呼びかけを行ってきた。

■ 全額自己負担での検診

石綿被害の健康管理は、事業主の安全管理責任が本来求められるが、なんらの対策も取られなかったのが現実だ。

他方、国の責任での検診の実施を厚労省と労働局に要請しているが、何の進展もなく、組合員の健康不安は高まるばかりで、現在は全額自己負担での健診だ。

結果、まだ25人の受診であるが、石綿が原因とされる石綿肺・石灰化胸膜ブランクなど、石綿を長年吸引しなければ罹らない病名が名を連ねた。そのため集

団申請となった。

■ 9人が石綿被害で死亡

最盛期は、3,500人を越える日雇い労働者が神戸港で働き、支部の調べでは、これまで9人が石綿に起因する疾病で死亡している。石綿被害はまだ入り口に立ったばかりかもしれない。今まで健康管理手帳の交付も受けず、労災申請にも気づかず、少し胸の苦しさを気に止めながらも、タバコや酒や環境からだと思ひ込み、耐え抜いて息を引き取った者はいないだろうか。

国民の知る権利を奪い、国の知りえた情報を国民に知らせる義務を怠った、このアスベスト被害は政府に対する戦いでもある。

■ 石綿の港湾荷役

石綿は鉱物として輸入され、昭和51年のピーク時には12万8千トンが記録されている。その年を前後して5年ほど10万トンが輸入され、神戸港は日本一の輸入港となった。

荷姿も粗悪な麻袋や紙袋で、発ガン物質と認識されながらも、粉じん予防の防じんマスクなどは支給されたことはなかった。それどころか、手鉤を打ち込んで